

9月2日(水)から わくわくデイサロン再開します！

定員になり次第締め切りますので、早めにお申し込みください。

わくわく
デイサロン 9/1~9/30

65歳を過ぎたら介護予防を始めませんか。
初めての人大歓迎！

- ▶日 時 水曜・金曜
9時50分～11時20分
- ▶場 所 地域活性化センター(オイコス)
- ▶申込資格 65歳以上で町内に住所を有し、
要介護認定を受けていない人
- 申・問 福祉課 ☎ 932-1493(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線128)

9月スケジュール

- 2日(水) ケアビクス ※定員25人
講師 林崎 万里子 先生
自己負担金 100円
- 4日(金) 手工芸 ※定員20人
講師 ボランティアスタッフ
自己負担金 500円
- 9日(水) 身体測定 ※定員25人
講師 片井ジムスタッフ
自己負担金 なし
- 11日(金) 園芸 ※定員25人
講師 花ののぐちスタッフ
自己負担金 800円
- 16日(水) すまいる体操 ※定員25人
講師 宇都宮 準一 先生
自己負担金 100円
- 18日(金) ほのぼの体操 ※定員25人
講師 高濱 弥生 先生
自己負担金 100円
- 23日(水) 運動教室 ※定員25人
講師 正信会水戸病院 職員
自己負担金 100円
- 25日(金) わくわくミュージック ※定員25人
講師 高間 美奈湖 先生
自己負担金 100円

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止になる場合があります。

新型コロナウイルス対策について

皆さんに安心して参加していただくために、以下の対策の徹底をお願いします。

	マスクの 着用		手指の消毒
	事前の 検温		ソーシャル ディスタンス 確保のお願い
	密集の 回避		密接の 回避
	密閉の 回避		換気・清掃の 実施

☎…申込先 ☎…問い合わせ先



今月のポイント

民法改正で変わる連帯保証契約

— 賃貸借契約の極度額について —

相談事例

関東地域に居住している息子から、2年ごとの賃貸借契約更新の書類が届いた。例年通り連帯保証人となるべく記入をしていると、極度額なるものがあり、何と2億5千8百万円という高額な料金が記載されていた。驚愕した夫が「このような高額な連帯保証金額の書面に記入・押印することはできない。」と言う。今までは極度額なるものは記載されていなかった。どのように対処すればよいか。書類の返送まで日にちがない。

解説とアドバイス

2020年の民法改正により「4月1日に民法の一部を改正する法律」が施行されました。その中で、賃貸借契約や保証について、ルールの明確化や見直しがされています。これまでの賃貸借契約では、保証する最大の額(極度額)を定めずに連帯保証をしている場合が多く、**予期せず高額な債務を負うことがありました。**

そこで改正民法では、賃貸人が個人の保証人を求める場合、連帯保証人が負う極度額を定め、なおかつ書面などで契約しなければ保証契約は無効になるというルールが設けられました。(※民法改正の明文には「極度額設定の上限」の制限はありませんが、宅地建物取引業協会、司法書士会では極度額について、常識的に考えれば、18か月から30か月くらいが妥当で、2年更新を考えると、24か月から30か月くらいではないかとのご意見でした。)

国土交通省の調査資料によれば、裁判所の判決において、民間賃貸住宅における借主の未払い家賃などを連帯保証人の負担として確定した額は、平均で家賃の約13・2か月分でした。

裁判所の判決における連帯保証人の負担額

【負担総額/月額家賃など(月)】

平均値…13・2か月分

最小値…2か月分

中央値…12か月分

最大値…33か月分

※負担総額には、未払い家賃のほか、原状回復費用、損害賠償費などが含まれます。

なお、今回の改正で対象となるのは、個人が保証人になる場合で、保証会社による保証は極度額を定めなくても無効にはなりません。しかし、実際は、保証会社との保証契約では、保証限度額を家賃〇か月分と定める場合が多いようです。

今回の改正民法が適用されるのは、原則として施行日以降に締結された契約からとなりますので、注意しましょう。契約書面は十分に確認・検討し、不審な点や不明な点があった場合は消費生活センターへご相談ください。

消費生活相談のお知らせ

かすや中南部
広域消費生活センター

▼開設日 月曜～金曜

(祝日・年末年始は休み)

▼相談時間 10時～15時30分

▼場 所

志免町地域安全安心センター
2階

(志免町志免中央1の10の10)

▼問い合わせ先

☎ 936・1594

FAX 936・1610

